

認定審査委員会設置要綱

平成14年1月1日制定

(設置)

第1条 認定外道路取扱要綱、私道改良工事補助金交付要綱、私道舗装工事補助金交付要綱に基づき、道路を舗装、又は補助金を交付するに当たり、その可否決定を行うため、認定審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 認定外道路舗装申請の可否決定に関すること。
- (2) 私道改良工事補助金交付申請の可否決定に関すること。
- (3) 私道舗装工事補助金交付申請の可否決定に関すること。
- (4) その他道路行政の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審査会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長は、土木都市建設部長をもって充てる。
- (2) 副委員長は、土木都市建設部次長をもって充てる。
- (3) 委員は、土木都市建設部長、部次長、道路課長、道路相談室長、道路課長補佐(事務、技術)に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、審査会を総理し、審査会を代表する。

- (1) 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集する。

- (1) 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め説明、又は意見を聴くことが出来る。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、土木都市建設部道路課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、委員長が審査会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 1月 1日から施行する。